

第七十三号議案

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

警視庁関係手数料条例（平成十二年東京都条例第九十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一 三の項(土)中「三万八千円」を「三万九千円」に改め、同表八の項(共)中「八千六百元」を「八千七百元」に改め、同項(七)及び(六)中「一万千円」を「一万二千円」に改め、同表九の項(三)中「六千八百円」を「六千九百元」に改め、同項(五)中「一万二千三百円」を「一万二千七百円」に改め、同項(五)中「九千七百元」を「九千八百円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

（提案理由）

手数料の額を改定する必要がある。